■申請からサービス利用までの手順　日常生活に介護や支援が必要になったら

市の職員や、市から委託を受けた調査員が本人を訪問し、心身の状況など74項目について、聞き取り調査を行います。

二次判定は、一次判定の結果と主治医の意見書などによって、総合的に介護認定審査会が行います。
※審査会は、保健・医療・福祉の専門家で構成されています。

1 要介護認定の申請 → 2 調査員の訪問調査 / 主治医意見書 → 3 一次判定 コンピュータでの判定 → 4 二次判定 介護認定審査会 → 5 要介護者・要支援者・非該当者の認定 ※不服 → 6 認定結果の通知

意見書の作成は市から主治医に依頼します。

介護保険サービスを利用する本人または本人の家族が介護保険被保険者証を添えて、市の窓口に要介護認定の申請を行います。申請は居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
※健康保険証を提示してください。

聞き取り調査の結果をもとに、コンピュータによる一次判定を行います。
※全国的に公平な認定ができるように考慮されています。

介護が必要な程度に合わせて、有効期間と7段階の要介護度が判定されます。
※認定への不服は、東京都介護保険審査会に申し立てをすることができます。

非該当

65歳以上の方は、一般介護予防事業等の対象者となります。詳細はお住まいの地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。

要支援1・2

介護予防サービスを利用できます

地域包括支援センターの保健師等が中心となり、介護予防のケアプランを作成し、要介護状態とならないための、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。
※介護予防サービス計画（予防ケアプラン）の自己作成については、市へお問い合わせください。

流れ

地域包括支援センターの保健師等 → 保健師等が本人の状態を把握 訪問 → 計画原案の作成（居宅支援事業所が作成する場合もあり） → サービス担当者との連絡・調整 → 介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成 → 利用者の同意 → 介護予防サービス提供事業者と契約 → 効果を評価 → 7 サービスの利用

要介護1～5

在宅でサービスを利用する場合

介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
自分で作成することもできます（市へお問い合わせください）。

ケアプラン作成を依頼する場合

居宅介護支援事業者を選んで、介護サービス計画の作成を依頼します。
利用者の費用負担はありません。

居宅介護支援事業者 → 介護支援専門員が本人の状態を把握 訪問 → 計画原案の作成 → サービス担当者との連絡・調整 → 介護サービス計画（ケアプラン）の作成 → 利用者の同意 → 在宅サービス提供事業者と契約 → 7 サービスの利用

ケアマネジャー
＝
介護支援専門員

施設入所を希望する場合

※特別養護老人ホームは、原則要介護3～5の方が対象。

自分で直接施設に申し込みます。 → 施設への相談 → 施設との契約 → 7 介護保険施設へ入所